

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月 4日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 9月 25日 午前 8時30分から 令和 8年 10月 2日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 10月 7日 午前 10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 10月 21日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 10月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 10月 14日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月 4日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。

※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前 9時00分から午後 4時00分までです。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 430, 000 6, 744, 000	一括	1, 686, 000	70, 881	0
1	2, 130, 000				
2	6, 300, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | さぬき市志度字正面 |
| | 地 番 | 2 1 7 9 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 2 . 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | さぬき市志度字正面 2 1 7 9 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 2 1 7 9 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1 . 0 0 平方メートル
2 階 5 9 . 5 0 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 6 日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 清 水 智 文

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | さぬき市志度字正面 |
| | 地 番 | 2 1 7 9 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 2 . 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | さぬき市志度字正面 2 1 7 9 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 2 1 7 9 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1 . 0 0 平方メートル
2 階 5 9 . 5 0 平方メートル |





令和8年（ケ）第26号
令和8年4月10日受理
令和8年5月1日提出

現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 緒 方 慎 也

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | さぬき市志度字正面 |
| | 地 番 | 2 1 7 9 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 2. 8 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | さぬき市志度字正面 2 1 7 9 番地 3 |
| | 家屋 番号 | 2 1 7 9 番 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 1. 0 0 平方メートル
2 階 5 9. 5 0 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	香川県さぬき市志度2179番地3		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年()第 号 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 私は本件土地建物の所有者です。 2 物件2の建物には、私、妻及び子供の3人が居住しています。 3 物件2の建物は、給湯はエコキュート、キッチンにはIHクッキングヒーターの電化住宅です。 4 エコキュートはリース品になります。新築時から利用していましたが、3年位前に新たなエコキュートに交換してもらいました。なお、太陽光パネルは設置していません。 5 新築時から浄化槽を設置し使用しています。水利組合への費用負担はありません。 6 物件1の南東側にカーポートを設置しています。設置時期は新築時の近い時期だったと記憶しています。なお、私が所有し、家族が使用する自動車3台をカーポート部分を含めた敷地内の駐車スペースで利用しています。 7 物件2の建物に特に不具合はありません。
■ さぬき市土地改良区 正面支部担当者	1 本件物件付近は、当土地改良区の管轄になります。 2 浄化槽の新設の場合には、5万円の負担が必要になりますが、その後は水路を利用するための定期的な費用はかかりません。
■ 四電エナジーサービス 株式会社担当者	本件物件のエコキュートは、当社のリース品です。契約は2016年12月20日から10年間で、リース料は月額5,292円(税込み)です。契約期間が切れた場合、2年間延長することができ、延長期間中のリース料は月額3,630円(税込み)になります。買受人が引き続きエコキュートを利用する場合や撤去を希望する場合、いずれも当社にご連絡をいただきたいと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件土地は、非線引都市計画区域内に存在し、南東側を幅員約6.3mの舗装市道（建築基準法42条1項1号）に接道している。
- 3 本件土地と周囲との境界については現況上明らかである。14条1項地図が存在している。
- 4 物件土地には南東側にカーポート（土地の定着物）、北西側にはスチール製物置（動産）がそれぞれ設置されている
- 5 本件土地付近は下水道が整備されていない地域であり、浄化槽が設置されている。さぬき市土地改良区正面支部担当者によると、「浄化槽設置時に5万円の負担が必要となるが、浄化槽設置以降の利用料は徴収していない。」とのことであった。
- 6 本件建物について、経年（築後約19年）劣化が見受けられるものの、特に不具合は見受けられなかった。浴室等の給湯はエコキュート、キッチンにはIHクッキングヒーターが整備された電化住宅である。なお、エコキュートは、四電エナジーサービス株式会社のリース品であり、詳細は関係人の陳述等記載のとおりで、買受人は継続利用の場合や撤去を依頼する場合は、同社に連絡する必要がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年4月14日（火） 10：30－10：40	高松法務局	周辺土地等調査
令和8年4月14日（火） 11：00－11：10	香川県広域水道企業団 東讃ブロック統括センター	上水道調査
令和8年4月14日（火） 11：30－11：40	高松法務局寒川出張所	周辺土地等調査
令和8年4月14日（火） 13：00－13：10	長尾土木事務所	公法上の規制等調査
令和8年4月14日（火） 13：30－13：45	物件所在地	物件確認、接道等調査、占有調査（不在）、写真撮影
令和8年4月14日（火） 14：00－14：20	さぬき市役所	公法上の規制等調査
令和8年4月23日（木） 15：00－16：15	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、Aから聴取
令和8年4月27日（月） 11：50－12：00	当庁	さぬき市土地改良区正面支部担当者から聴取（電話）
令和8年4月27日（月） 13：00－13：10	当庁	四電エナジーサービス株式会社担当者から聴取（電話）

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

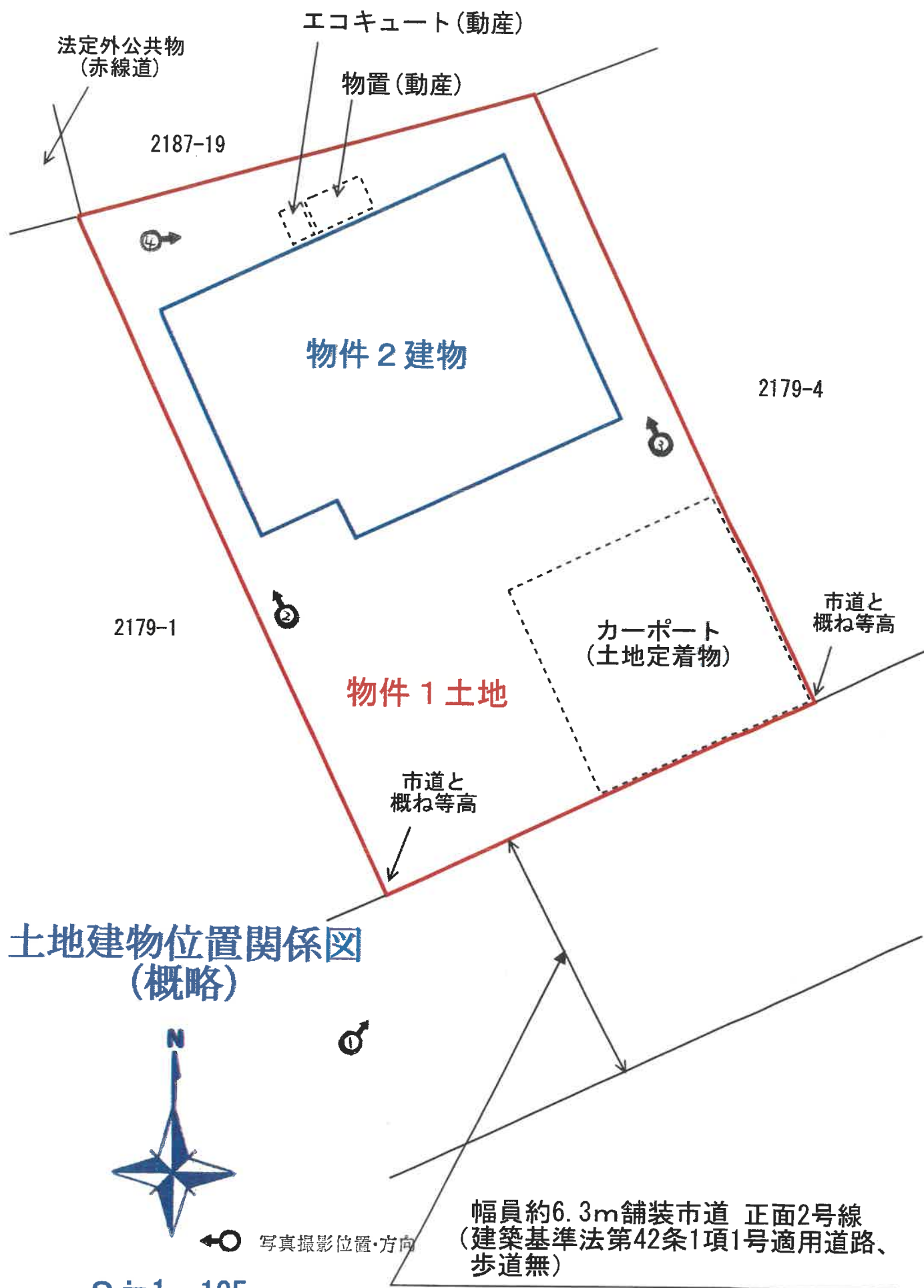
□ 令和 年 月 日

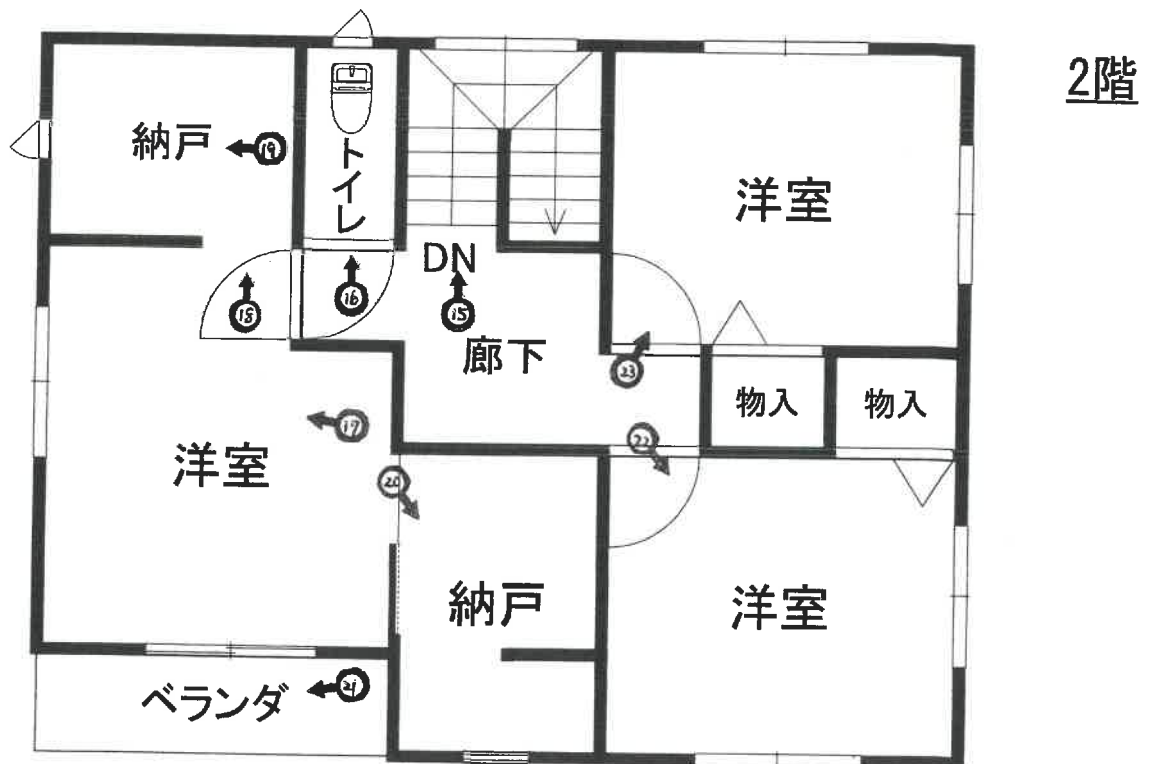
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
 ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。





間 取 図
(概略)

←○ 写真撮影位置・方向

(7 枚目)



1



本件物件の外観

2



本件南西側の状況

3



本件物件の北東側の状況

4



本件物件の北西側の状況

5



物件 2 玄関付近の状況

6



物件 2 玄関内及びホールの状況

7



物件2 1階廊下の状況

8



物件2 1階洗面所・脱衣所の状況

9



物件2 1階浴室の状況

10



物件2 1階トイレの状況

1 1



物件2 1階キッチンの状況

1 2



物件2 1階リビングの状況

1 3



物件 2 1 階和室の状況

1 4



物件 2 階段の状況

1 5



物件 2 階段の状況

1 6



物件 2 2階トイレの状況

17



物件2 2階西側洋室の状況

18



物件2 2階北西側納戸の状況

19



物件2 2階北西側納戸の状況

20



物件2 2階南側納戸の状況

2 1



物件 2 2階ベランダの状況

2 2



物件 2 2階南東側洋室の状況

2 3



物件 2 2階北側洋室の状況

令和8年(ケ)第26号
令和8年4月23日 現地調査
令和8年5月1日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

新 川 智 洋

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8, 4 3 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 1 3 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 6, 3 0 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1及び2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して、競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

一次頁へー

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	さぬき市志度字正面 2179番3 宅地 192.84㎡	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	さぬき市志度字正面 2179番地3 2179番3 居宅 木造かわらぶき2階建 1階 61.00㎡ 2階 59.50㎡ 延 120.50㎡	同左
特記事項			
・特になし			

一次頁へー

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 高徳線「志度」駅の南東方約 8 8 0 m さぬき市コミュニティバス「志度中学校前」停の東方約 3 1 0 m (何れも直線距離、附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	目的物件の存する近隣地域は、さぬき市中心部近郊、J R 高徳線「志度」駅の南東方約 8 8 0 m (直線距離) の正面地区内に位置し、土地区画整理事業施行済の戸建住宅等が建ち並ぶ中規模住宅団地を形成している。 当該地域においては、概ね戸建住宅としての使用を標準的使用とする。また、近隣地域及び周辺においては、特段の地域要因の変化等は見受けられないため、今後もほぼ現況と同様なあり方で推移するものと予測するが、徳島文理大学の J R 高松駅周辺への全面移転等の影響には注視を要する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 準工業地域 6 0 % 2 0 0 % 指定なし 特になし
画地条件	間口約 1 1 . 5 m、奥行約 1 8 m (最大)、規模 1 9 2 . 8 4 m ² (登記記載数量) のほぼ長方形の中間画地であり、地勢は概ね平坦である。	
接面道路の状況	物件 1 土地は、南東側で幅員約 6 . 3 m 舗装市道 (正面 2 号線、建築基準法第 4 2 条 1 項 1 号適用道路、歩道無) と概ね等高に接面する [附属資料「土地建物位置関係図 (概略)」参照]。また、系統・連続性は普通程度である。	
土地の利用状況 及び隣地の状況 等	現況では、物件 1 土地は物件 2 建物の敷地として利用されている。物件 1 土地の隣接不動産の状況は、南東側は市道を介し戸建住宅、南西側、北東側及び北西側は戸建住宅である。	
供給処理施設	上 水 道 あり、ガス配管 なし、下 水 道 なし	
特 記 事 項	- 物件 1 土地の範囲については、公図 (法第 1 4 条第 1 項地図)、建物図面、住宅地図、航空写真等を参考にした現地調査等の結果より、現況上明らかである。 - 物件 1 土地内の南東部にカーポート (土地定着物) が、また、物件 2 建物の北西側中央部付近に物置及びエコキュート (何れも動産) が、各々存する [附属資料「土地建物位置関係図 (概略)」参照]。 - さぬき市土地改良区正面支部の担当者への聴取等によれば、浄化槽設置時に 5 万円の負担が必要となるが、それ以降の利用料については徴収していないとのことである。 - 土壤汚染の有無に関しては、登記記載事項、過去の住宅地図による地歴調査、聴取調査等からは土壤汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壤汚染の可能性は低い。なお、土壤汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。	

特 記 事 項	・埋蔵文化財の有無に関しては、さぬき市生涯学習課に確認した結果、文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はないことから、埋蔵文化財埋設の可能性は低いと判断し、当該要因については考慮外として評価する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。
---------	--

一次頁へー

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐用 年 数	建築年月日（登記記載） 平成18年11月28日新築 経過年数 約19年 経済的残存耐用年数 約6年
仕 様	構 造 木造 屋 根 かわらぶき 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、板張り等 床 フローリング、畳、クッションフロア等 設 備 電気・給排水・空調・衛生設備・電化住宅等
床面積（現況）	1階61.00㎡、2階59.50㎡、延120.50㎡
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り （附属資料「間取図」のとおり）
品 等	中位
保守管理の状態	普通程度
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・香川県庁建築指導課での聴取等によれば、物件2建物については建築確認（平成18年7月24日、第確H18-1176号）、完了検査（平成18年12月7日、第確完H18-1320号）を何れも受けているとのことである。 ・物件2建物については経年劣化は認められるものの、特段の不具合は認められなかった。また、物件2建物は、浴室等の給湯はエコキュート、キッチンにはIHクッキングヒーターが整備された電化住宅である。 ・エコキュートについてはリース品であり、買受人が継続利用ないし撤去等を行う場合は、所有者である四電エナジーサービス株式会社に連絡する必要があるとのことである。 ・設備については、使用可能かどうかは不明である。 ・目的物件については、吹付けアスベスト等が使用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。 ・目的物件の占有等の権利関係は、現況調査報告書参照のこと。

一次頁へー

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ
1	36,900	1.0	192.84	1.0	7,116,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 さぬき(県)－2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$37,300\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/101 \approx 36,900\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし

◇地域格差：幅員▲4%、環境条件+5%（相乗値）

イ 個別格差：特になし

ウ 地積：登記記載数量による。

エ 建付減価：地上建物の築年数・配置等の現況に鑑み、建付減価の発生は特段認められないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ
2	206,000	120.50	0.28	6,950,000

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

経過年数約19年、経済的残存耐用年数約6年、残価率5%とした定額法と観察減価法（現況等に鑑み、特段の減価は認められないと判断）を併用して、下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \left[0.05 + (1-0.05) \times \frac{\text{観察減価}}{19+6} \right] \times (1-0) \approx 0.28$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	7,116,000	0.5	法定地上権	3,558,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	7,116,000	-3,558,000		1.0	0.6	2,130,000
2	6,950,000	+3,558,000	1.0	1.0	0.6	6,300,000
一括価格 (合計)						8,430,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

一次頁へー

第6 参考価格資料

地価調査価格〔さぬき(県)－2〕
所 在：さぬき市志度字湊田尻2290番12
価 格：37,300円/㎡
位 置：JR高徳線「志度」駅の南東方約450m（道路距離）
価 格 時 点：令和7年7月1日
地 積：181㎡
供給処理施設：水道・下水
接 面 街 路：西側4m市道
用 途 指 定 等：(都)1住居（建蔽率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅が多い利便性の良い住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

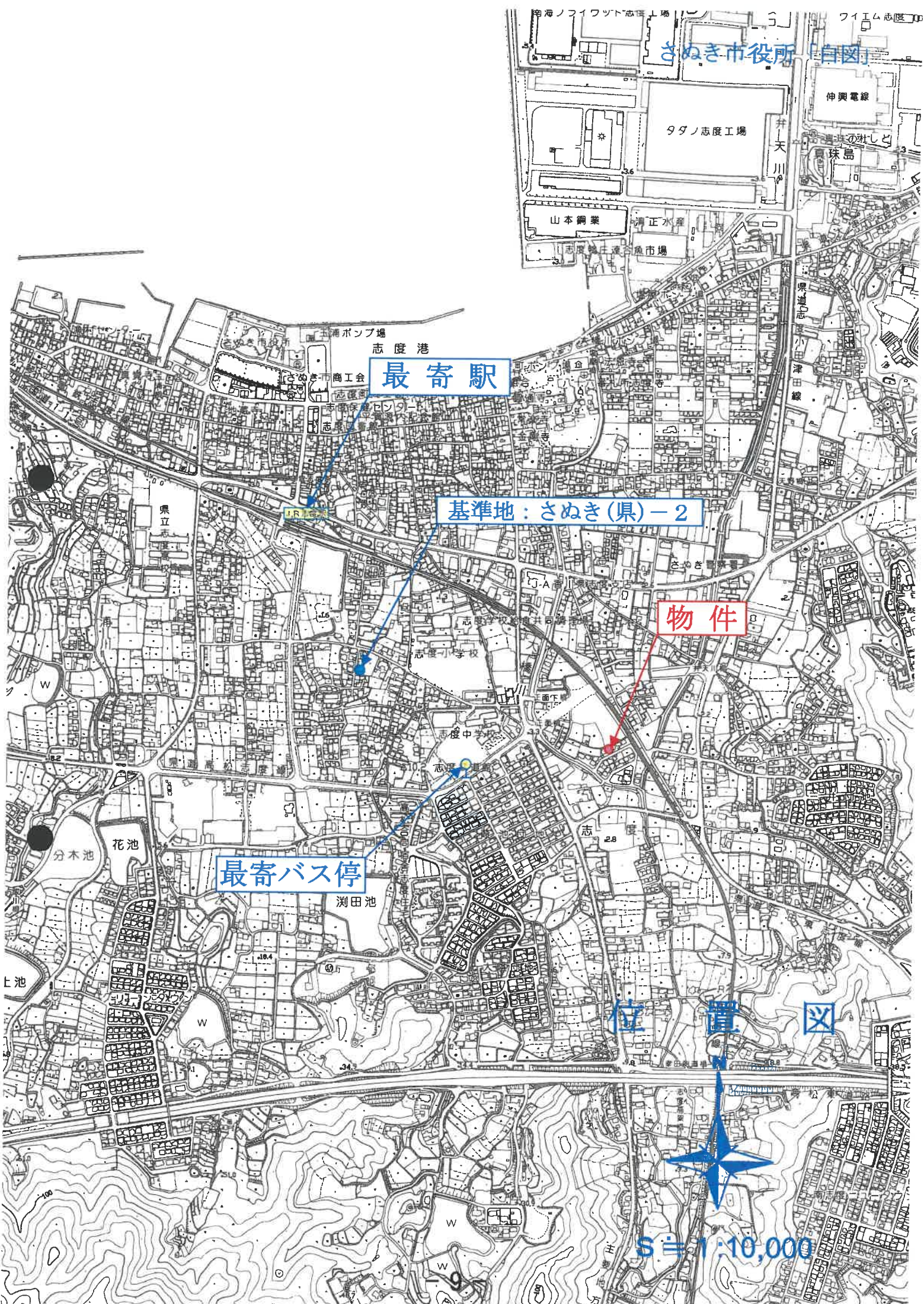
物件1 …… 5,013,840円
物件2 …… 4,227,376円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写（貼り合わせ）
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図（概略）

以 上



さぬき市役所「自図」

タタノ志度工場

山本鋼業

清正水産

志度港産物魚市場

伸興電線

志度の社しと

真珠島

志度港

最寄駅

基準地：さぬき(県)ー2

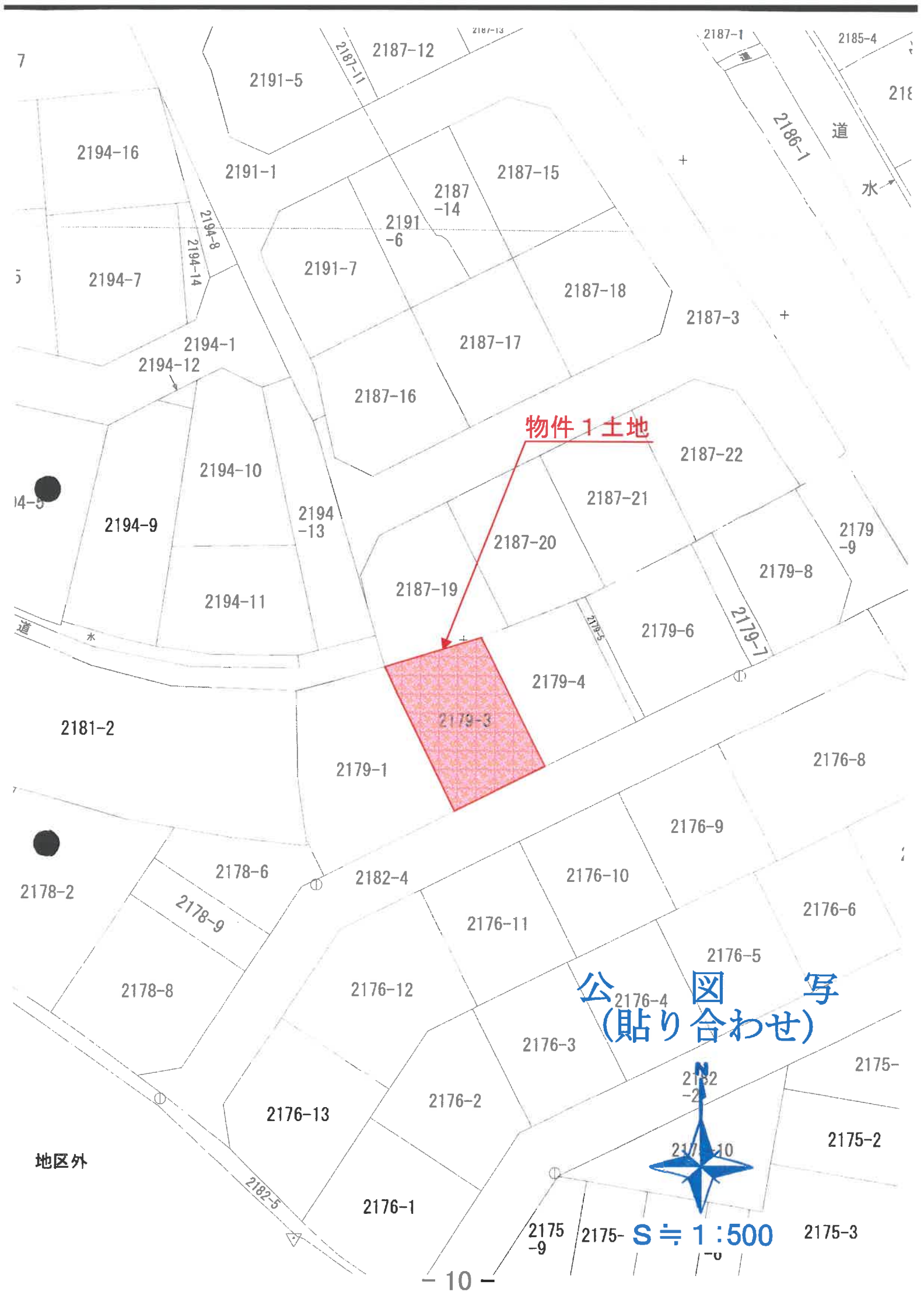
物件

最寄バス停

志度池

位置図

S 1:10,000



登記年月日：平成18年12月7日

0114252

各 階 平 面 図

2179番3

建 物 階 平 面 図

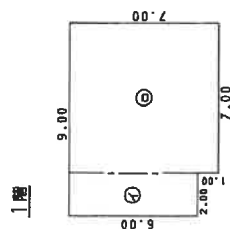
家 属 番 号
2179番3

建物の所在
さぬき市志度字正面2179番地3

1 階

求積表
① 2.00 × 5.00 = 12.0000
② 7.00 × 7.00 = 49.0000
計 61.0000

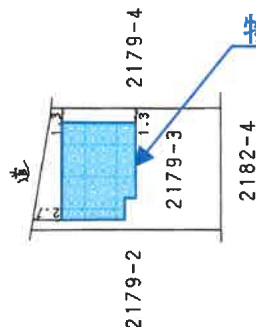
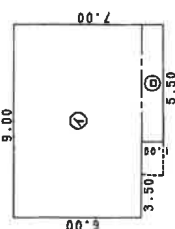
床面積 61.00 m²



2 階

求積表
① 9.00 × 6.00 = 54.0000
② 5.50 × 1.00 = 5.5000
計 59.5000

床面積 59.50 m²



物件 2 建物

昭和 58 年 12 月 7 日 登記

作成者

縮尺 1/250

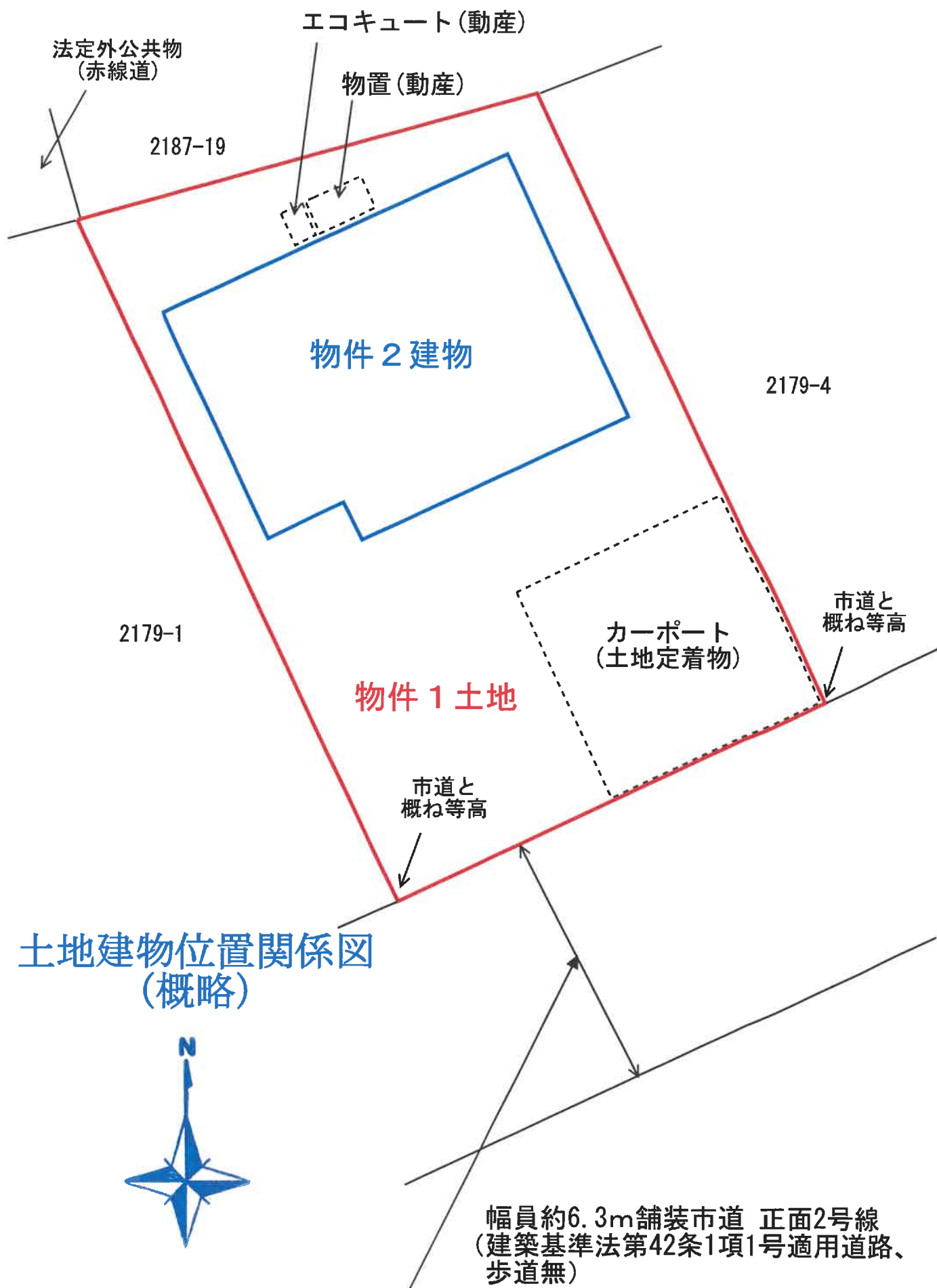
申請人

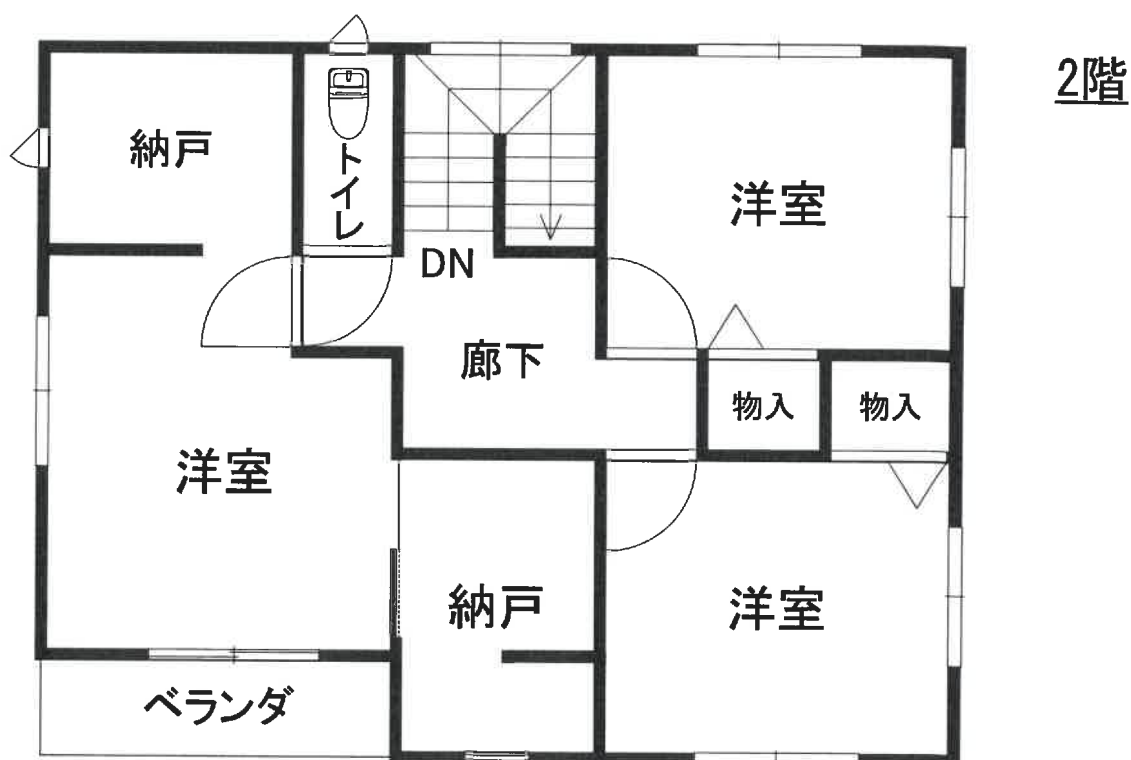
縮尺 1/500

(香川県土地家屋調査士会用紙)

平成 18 年 12 月 7 日

- ※1 概測に基づく概略図であり、現況と相違する可能性があることに留意されたい。
 ※2 隣接地の地番は、公図に基づく記載である。





間 取 図
(概略)

